

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例

一 技術実証区域計画

1 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、(1)から(5)までのいずれかに掲げる行為を含むもの(5)に掲げる行為を含むものにあつては、(1)から(4)までのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。）を行う事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定技術実証区域計画（当該認定を受けた技術実証区域計画をいう。以下同じ。）において実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。）として定められた者に対し、当該認定技術実証区域計画（国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。）の内容等を記載した書面を交

付するものとする。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定による技術基準の一部に適合しない自動車（以下「特殊仕様自動車」という。）を運行の用に供する行為

(2) 道路において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて自動車を走行させる行為のうち、道路交通法第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの（以下「遠隔自動走行」という。）

(3) 航空法第三百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為

(4) 航空法第三百三十二条の二各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為

(5) 実験等無線局を開設し、これを運用する行為

2 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合は、当該技術実証区域計画について、技術実証に使用する特殊仕様自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長、技術実証を行う場所を管轄する警察署長、国土交通大臣又は総務大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

3 技術実証に使用する特殊仕様自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長は、2の同意をす

るときは、道路運送車両法第四十一条の規定による技術基準のうち当該特殊仕様自動車にあっては適合することを要しないこととするものを指定することとする。

4 国家戦略特別区域会議は、認定技術実証区域計画に係る法第十二条の規定による評価に資するため、技術実証に関し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

(第二十五条の二関係)

二 認定技術実証区域計画に従って行われる技術実証(一の1の(1)に掲げる行為を含むものに限る。)に使用される特殊仕様自動車については、道路運送車両法第四十一条の規定による技術基準のうち一の3の規定により指定されているものを適用しないこととする。

(第二十五条の三関係)

三 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う遠隔自動走行については、道路交通法第七十七条第一項の規定による許可を受けたものとみなすとともに、その他所要の規定の整備を行うこと。

(第二十五条の四関係)

四 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う一の(3)又は(4)に掲げる行為について、それぞれ航空法第三百二十二条ただし書の規定による許可又は同

法第三百三十二条の二ただし書の承認があつたものとみなすものとする事。 (第二十五条の五関係)

五 一の1の(5)に掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、総務大臣は、速やかに、認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者に対し、実験等無線局の電波法第十二条又は第二十七条の五第一項の免許を与えなければならぬものとする事とともに、その他所要の規定の整備を行う事。 (第二十五条の六関係)

六 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 課税の特例

課税の特例が適用される特定事業の範囲について、指定金融機関からの資金の貸付けを受けて行われるものに、利子補給契約に係る貸付けを受けて行われる事とその他内閣府令で定める要件に該当するものを追加するものとする事。 (第二十七条の二関係)

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。 (附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項関係)